

令和7年度上半期の概況について

※特に表記のない数値の単位は百万円とし、切捨てで表示しています。

■JAたじまの概要

	令和6年9月末	令和7年3月末	令和7年9月末
組合員数	45,410人	44,818人	44,616人
うち正組合員	19,430人	19,033人	18,771人
うち准組合員	25,980人	25,785人	25,845人
組合員戸数	31,879戸	31,539戸	31,418戸
うち正組合員戸数	15,310戸	15,027戸	14,858戸
うち准組合員戸数	16,569戸	16,512戸	16,560戸
出資金	4,377	4,299	4,304
金融店舗数	23店舗	23店舗	23店舗
営農事務所	12か所	12か所	12か所
職員数	665人	663人	655人

■主要勘定の状況

	令和6年9月末	令和7年3月末	令和7年9月末
貯金	368,836	363,124	361,720
貸出金	59,999	61,670	62,493
預金	280,461	270,708	265,382
有価証券	19,509	21,180	24,096
長期共済保有高	885,562	872,357	850,977
短期共済新契約掛金	929	1,887	953

■単体自己資本比率

令和6年9月末	令和7年3月末	令和7年9月末
14.19%	14.73%	15.09%

■有価証券の時価情報

売買目的有価証券

該当する取引はありません。

満期保有目的の債券

保有区分	令和6年9月末			令和7年3月末			令和7年9月末		
	貸借対照表計上額	時価	評価差額	貸借対照表計上額	時価	評価差額	貸借対照表計上額	時価	評価差額
満期保有目的	6,790	6,475	△314	8,084	7,238	△845	9,384	8,239	△1,145

その他有価証券

保有区分	令和6年9月末			令和7年3月末			令和7年9月末		
	取得金額	貸借対照表計上額	評価差額	取得金額	貸借対照表計上額	評価差額	取得金額	貸借対照表計上額	評価差額
その他	13,368	12,718	△649	14,328	13,096	△1,231	16,016	14,712	△1,304

(注)

1. 時価は市場価格等に基づき表示しています。
2. 取得金額は取得原価又は償却原価で表示しています。

■預かり資産の状況

投資信託残高(ファンドラップ含む)

	令和6年9月末	令和7年3月末	令和7年9月末
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	365	807	1,097

(注)

1. 投資信託残高(ファンドラップ含む)は、「約定日基準」に基づく算出です。

残高有り投資信託口座数

(単位:口座)

	令和6年9月末	令和7年3月末	令和7年9月末
残高有り投資信託口座数	1,128	1,271	1,388

■農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

区 分		債権額	保 全 額				
			担 保	保 証	引 当	合 計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年9月末	238	37	6	192	237	
	令和7年3月末	221	33	11	175	220	
	令和7年9月末	215	30	10	173	214	
危険債権	令和6年9月末	415	45	100	269	415	
	令和7年3月末	273	21	22	210	254	
	令和7年9月末	317	31	51	235	317	
要管理債権	令和6年9月末	-	-	-	-	-	
	令和7年3月末	-	-	-	-	-	
	令和7年9月末	-	-	-	-	-	
	三月延滞	令和6年9月末	-	-	-	-	-
		令和7年3月末	-	-	-	-	-
		令和7年9月末	-	-	-	-	-
	貸出緩和	令和6年9月末	-	-	-	-	-
		令和7年3月末	-	-	-	-	-
		令和7年9月末	-	-	-	-	-
小 計	令和6年9月末	653	82	107	462	652	
	令和7年3月末	494	54	34	386	474	
	令和7年9月末	533	61	61	409	532	
正常債権	令和6年9月末	59,371					
	令和7年3月末	61,204					
	令和7年9月末	61,992					
合 計	令和6年9月末	60,025					
	令和7年3月末	61,699					
	令和7年9月末	62,526					

(注)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。なお、正常債権の債権額については、未収利息が含まれています。